

整理番号

D-6-3 561

標 題 名

刑部村に於ける水稻萎縮病の駆除予防成績

著 者 名

発行者名

刑部村農会（岡山県）

発 行 年

大正 7 年以後（1918 年以降）

製作年月

2026 年 8 月

60.3.18

植物防疫資料館

C-651-33-1001

山本 秀夫  
寄 贈

刑部村  
に於ける  
水稻萎縮病の  
驅除豫防成績

岡山縣阿哲郡刑部村農會

昭和3.13

岡山県農業試験場 病部 山 中 秀 夫

通伸. 稲葉縮病の成現は何年にも成り下りるが  
今年は大きく大正10年頃かと思ひます. 稲葉が手云  
と書いてあり度々書で調査しなす. 大正9年9月30日付で  
豊林 1003 稲葉に異格さかてゐるようです. 今 1003  
等さ小粒は枝手なうが等です

刑部村に於ける水稻萎縮病驅除予防の成績

目次

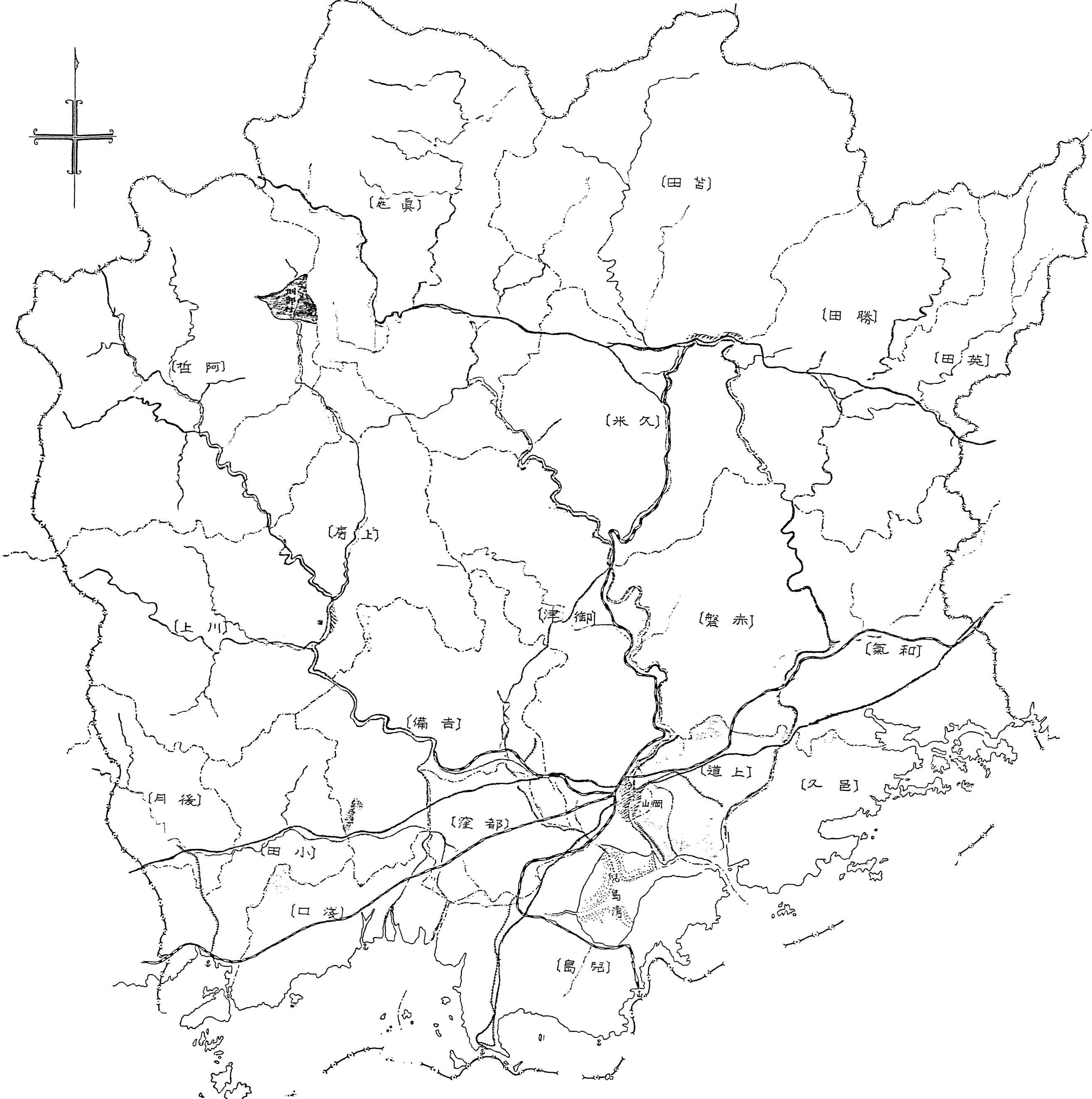
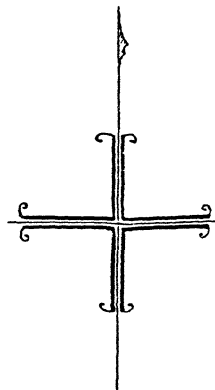
一、刑部村 附図二葉

二、刑部村に於ける水稻萎縮病の發生

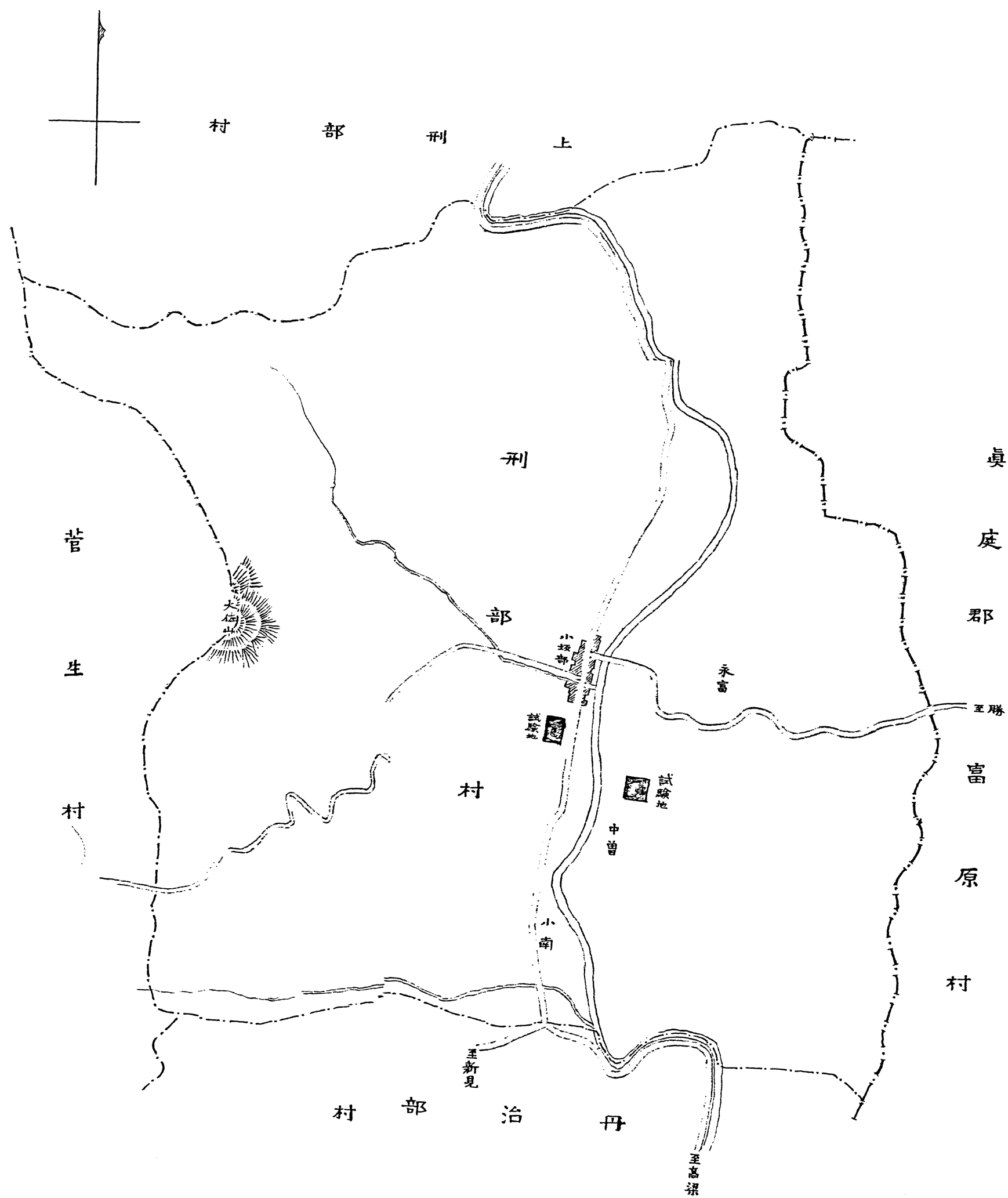
三、刑部村に於ける水稻萎縮病予防法の講究

四、刑部村に於ける水稻萎縮病の予防実行

五、結 尾



阿哲郡刑部村試驗地位置略圖



## 一、刑部村

位置及境界 岡山縣阿哲郡の東端に位し南は本郡菅生村北は上刑部村に境し東は美作國真庭郡富原村に接す、岡山元標を距ること二十二里、阿哲郡役所を距るを四里三十町なり。

廣 東西一里十三町南北一里二十五町なり。

地 勢 往時千町ヶ原と称し約二百町歩の田圃は村の中央にありて連山之を四周し海拔三千二百六十二尺の大佐山は西方菅生村との境界上に聳え恰も巨人の雄視するに似たり

刑部平野の標高は約一千百六十餘尺を有す、

刑部川は北上刑部村より来り村の中央を南流して丹治

村に入る、鮎の溯上し来るもの少数に過ぎず。

氣 候 積雪一尺を超ゆることは稀にして麥類を栽培し得、水稻播種期は大抵四月二十五日前后、晩霜は五月十日の頃、春蚕掃立は九月四日頃山櫻の盛りは四月末日頃なり。盛夏の候は日中の氣温華氏九十度ヲ昇降することあり。初霜は十月二十日后に降下すことを普通とす。

交 通 新見勝山間を通ず。縣道に沿ひ距新見四里三十町、距勝山五里三十町なり。尚南上房郡砦部に通ず。縣道より北上刑部村を経て鳥取縣日野郡板井原及根雨に通ず。道路より二輪車の通行を許す。

耕地及山林 本村に於ける山林原野及耕地の面積等左の如し。

|    |                   |                                     |
|----|-------------------|-------------------------------------|
| 官有 | 民有有租地             | 備考                                  |
| 山林 | 〇、〇三 <sub>畝</sub> | 一・三四九 <sub>丁</sub> ・四〇 <sub>畝</sub> |
| 原野 | 〇                 | 二六・四〇                               |

|   |                                  |       |                                 |    |
|---|----------------------------------|-------|---------------------------------|----|
| 田 | 總反別                              | 本村民所有 | 他地方人所有                          | 備考 |
| 畑 | 二四一 <sub>丁</sub> ・二 <sub>反</sub> | 二〇四・五 | 三六 <sub>丁</sub> ・七 <sub>反</sub> |    |
|   | 五六・二                             | 五三・七  | 二・五                             |    |

|       |                     |              |
|-------|---------------------|--------------|
| 一毛作田地 | 一五七・八 <sub>丁反</sub> |              |
| 二毛作田地 | 八三・三                | 普通裏作<br>綠肥裏作 |
| 自作田   | 一八・八                | 畑            |
| 小作田   | 二一六・六               | 畑            |
| 戸数及人口 | 總戸数四百七十二戸           | 人口           |

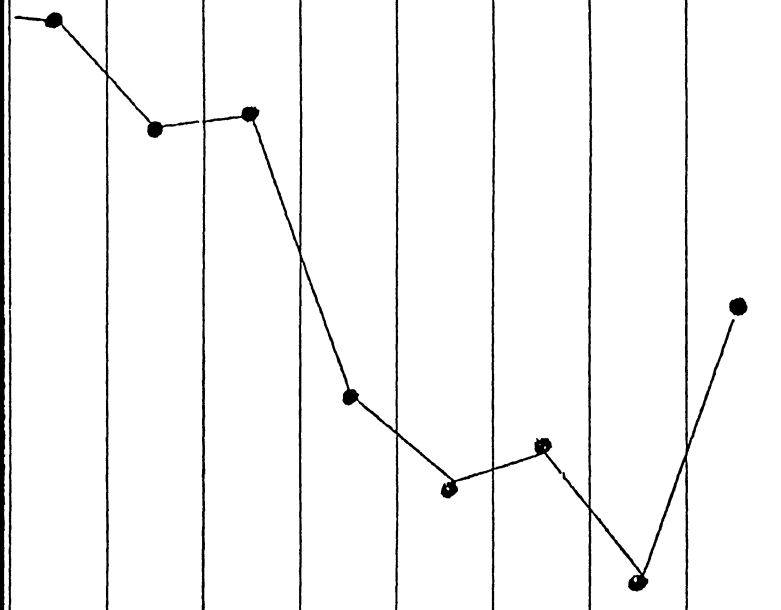
内農業に従事せしもの

三〇〇戸 一專業農家 一〇二  
兼業農家 一九八

最近十ヶ年の米生産高は左の如し。

| 年次     | 石                 | 数 | 一反歩当収量             |
|--------|-------------------|---|--------------------|
| 明治四十二年 | 三七五二 <sub>石</sub> |   | 一・五六〇 <sub>合</sub> |
| 四十三年   | 三一〇一              |   | 一・四〇〇              |
| 四十四年   | 三四六三              |   | 一・四五〇              |
| 大正元年   | 三三三一              |   | 一・三六〇              |
| 二年     | 三五二五              |   | 一・四六三              |
| 三年     | 四一八二              |   | 一・七三四              |
| 四年     | 四一四六              |   | 一・七〇九              |
| 五年     | 四三二五              |   | 一・七九五              |

図 解





|    |  |      |       |
|----|--|------|-------|
| 六年 |  | 四三三七 | 一・八〇二 |
| 七年 |  | 三三二七 | 一・四〇〇 |

但大正七年は天候不順の爲に減少せり。

## 二、刑部村に於ける水稻萎縮病の發生

病徴及經過 發病の早きものは既に苗代期に於て是を見ても多くは本田移植後に於て發生す被害稻の莖葉は短縮して濃綠色を呈し葉脈に沿ひては白点を生ず爾後稻の生長にたがひ多数の分蘗を生ずるも其の徴は益著しく出穂期に至るも抽穂せず恰も茶釜状となす普通の成育を遂げたる稻は收穫期に達し黄色を呈すも被害稻は依然濃綠色を有す。

發生の沿革 今を距ること三十餘年前本村大字永富字中曾部落の南方俗称大西田圃なる一毛作田に於て一田地中に一二株位の被害茎を見たりといふ然れ雖當時に於てはその恐るべき萎縮病たるを知る由もなく且被害も少きを以て毫も意に介する者なかりしが其の被害は年々漸次増加し明治三十六年に至りて大字永富字中曾田中仲藏所有田地（平と山影に通ずる道路の分岐奥下手）約一反歩の水稻萎縮して出穂せず時の村長村上豊吉氏は其の原因の研究と豫防法講究とにつき盡力せしも得る所なく翌三十七年には更に増加して四反歩以上の被害地を生じ三十八年には一町歩以上に及びたり三十九年には病勢益蔓延して中曾部落の水田は殆

と全部その害を受くるに至れり

翌四十年には益々蔓延北上して大字、永富、是ホ林下より下組に達し被害地数町歩を増加す

四十一年には被害地の増加層一層にして大字、永富は殆ど全部その被害を見るに至る

翌四十二年には刑部川を超えて其の西岸大字、小坂部部落に發生するに至る

四十三年には殆ど全村に傳播し被害地更に増加す

村上村長は此の間に於ても縣及郡の技術員の出張を乞ひ原因を研究し豫防法を講ずと雖も得る所なし

翌四十四年苗代害虫駆除監督として松本本縣農事試験場技手及村上阿哲郡技手出張せられし際村上村長は同行

して大字、永富、宇興休の苗代に至りし時松本技手は「萎縮病の原因は發見し得たり之は苗代に於て浮塵子の害を受けたる苗と本田に移植するに由りて生ずるものなり」と村上村長に對して断定を與へられたり、嗚呼此の一語こそ實に本村農業者が多年悩殺せられつゝありし萎縮病を完全に駆除豫防し得るに至りたる第一歩なりとす。尔来村上村長は松本技手村上阿哲郡技手指導の下に熱心驅除を督励したり。

松本技手が本村の萎縮病を棲黒横這の誘因と断定

せし理由は

一、苗代椽苗を移植したるものに發生多かりしこと

二、苗代周囲の本田に於て苗代に接したる部分に多シ

かりしこと 苗代には勿論多し。

三、大佐山中腹北背面字田代に於て小坂部より苗を運び  
て植付たるに之に發生したること

四、棲黒横這の甚だ多かりしこと

本縣北部に於ては苗代期中に於ては横這科に屬する

ものは電横這最も多く棲黒横這之に亞ず或は伯仲

の間にあつて普通とするに小坂部に於ては非常に多

かりし事

等にあつたりといふ。

明治四十五年即ち大正元年は萎縮病被害の最多かりし  
年にして村内水田及別二百四十餘町歩の中被害見込及別  
六十餘町歩其の中約一割五歩は收穫皆無

翌大正二年には苗代期間に於て除虫菊浸出液(石油)を

使用し浮塵子の驅除を極力勵行したる結果被害水  
稻頗る減少せり

大正三年以来昨大正七年迄大正四年一ヶ年を除く外毎年  
注油驅除を勵行したる爲大正七年の如きは殆ど被  
害茎を見ざるに至れり

三、刑部村に於ける水稻萎縮病豫防法の講究

明治三十六年大字、永富字中曾に水稻萎縮病の發生せし際  
村長村上豊吉氏は米穀検査員梶原喜代藏氏と同伴實  
地を視察し被害株三株を採取りて郡役所に送付し其の  
原因の研究を依頼せり。翌三十七年には被害地増加し  
たるを以て再び被害株を郡役所に送付し且農事試験場  
技師の出張を乞ひ調査研究を依頼す。等極力驅除豫

防法講究の途を立てしも其の原因依然として不明なりが爲に當業者等は所謂農事改良なるものに疑心を生じ苗代に於ける害虫驅除の勵行こそ之が因をなすべしといふに至りしが四十年農事試験場松本技手が出張の際談病が苗代期間に於ける浮塵子の被害に原因することゝ断定せられ漸くこゝに談病豫防上一と吳の曙光を認むるに至れり、

談病豫防につき本郡役所及郡農會の計畫施設は尤の如し、

### ノ本郡農會の驅除豫防計畫

本村に於ける萎縮病の蔓延急にして被害甚おしきを見たる隣接各村に於ては今之が防止の策を講せんとせば必ず其の病害の自村に及ぶべきを覺知し明治四十四年一月二十四日郡農會豫算會に對し左の建議をなす

### 建議書

本會事業トシテ明治四十四年歲出豫算中ニ左ノ項ヲ設ケ發案アラントヲ需ム

### 左記

一金壹百圓 水稻萎縮病豫防試験田設置費

但位置刑部村農會ニ委囑

理由 水稻萎縮病ノ被害ノ最モ恐ルベキハ喋々ヲ要セズ然カニテ刑部村ノ如キ其ノ被害ハ縣下ニ於テモ亦稀ニ見ル所ナリ依リテ豫防法研究ノ爲試験田ヲ設置スルノ必要ヲ認ム

# 右建議不

明治四十四年一月二十四日

丹治部村代表者 木曾田善一

菅生村代表者 山岡正登

新郷村代表者 土岐卯一郎

上刑部村代表者 栗元久吉

阿哲郡農會長 神本國臣 殿

茲に於てか本郡農會は明治四十四年中刑部村に於て某女縮病に對す。試験施行に支し同年四月十四日附郡農第一八八號を以て刑部村農會に對し試験施行方を委託せり。その條件及設計概要次の如し

一、試験地 刑部村大字永富字溝田一八〇四田二反八歩の内一

反五畝歩

全村大字小坂部字フケニ五四田二反二畝十歩

全村全大字全字一五七三田九畝二十四歩

二、試験事項及方法 郡農會より交付の設計書によるは

勿論試験施行に關する諸般の事務は總て郡農會の指揮命令を受くること

三、委託期間は明治四十四年四月一日より今年秋季稻作收穫及調製を終了すまで

四、試験に關する事務、試験施行監督及他の爲め常務吏員一名を常設すること

五、作業に従事せしむる爲め管理者一名を置くこと

六、試験委託料として郡農會より金百圓を交付す

七、試験に要す帳簿類を調製すること等

右により刑部村農會は明治四十四年四月十九日付を以て請書を提出し常務員及試験擔當者は左の如く選任せり。

常務員 刑部村農會専務吏員 梶原喜代藏

試験擔當者 山口幸藏

試験設計の概要左の如し

一、試験費明細書

| 金額     |  | 摘要               |
|--------|--|------------------|
| 六〇〇〇   |  | 試験地借入金           |
| 九〇〇〇   |  | 區劃其他の爲植付せし所の收穫賠償 |
| 一五〇〇〇  |  | 人夫賃              |
| 一五〇〇〇  |  | 肥料代              |
| 五〇〇〇   |  | 器具代              |
| 三五〇〇〇  |  | 排水試験費            |
| 一五〇〇〇  |  | 豫備費              |
| 一〇〇〇〇〇 |  |                  |

二、試験種目

|           |
|-----------|
| 種類試験      |
| 石灰加用試験    |
| 假植付移植試験   |
| 挿秧深淺試験    |
| 木灰加用試験    |
| 過磷酸石灰加用試験 |
| 秧苗挿秧試験    |

被害苗挿秧試験

浮塵子驅除試験

暗渠排水試験

浮塵子飼育試験

肥料反應試験

斯くの如くして試験を施行したるも試験中暴風雨に會し其の目的を達成することを得ずして中止するに至れり此の試験の爲農會技術員の本村に出張せること前後八回延日数三十日に及べり

## 2. 郡役所の驅除豫防施設設計畫

本郡長は村長の申請により縣当局 縣農會及縣立農事試験場に向つて實地調査を申請せられ新野縣農會技師本谷鹽見西試験場技手等前後相續ぎて出張實地を視察調査する所ありたり

大正元年九月二十九日本縣立農事試験場技手松本鹿藏氏に實地の被害状況視察を乞ひ尚當日刑部村役場に當業者を召集し被害の原因及驅除豫防の方法等の講演をなす。

實地の調をなしたる松本技手は本村の水稻萎縮病は愈々棲黑横這の誘因なることを確認せられたり。

大正元年十月十四日岡山縣農事試験場長に對し萎縮病驅除豫防に關する設計書送付方を照會せしに翌二年二月八日左記方法により驅除を勵行すべきに日回答に接せりとして移牒せし。



## 一、除虫菊浸出石油灌注

施用量 石油一升中に除虫菊粉二十匁を浸漬し密閉

して貯蔵したる浸出石油を一反歩につき一升を灌

注す

注油時期 五月二十日頃 六月一日頃 六月十日頃 六月二十日頃

の四回 但し六月三十日前に苗を採取する場合は必ず

採取前に終期の分を施行す

駆除方法 注油の際は可成深水になし灌注後は直ちに

に拂落か又は別項記載の網にて掬ひ取りつゝ、

拂落すべし

一反歩に要する駆除割費 石油代八十八錢 労代 一斗府百五十錢

除虫菊代 四十錢 炭代 一斗府五十

二、網羅捕殺 先年塩見技手出張指道せし如き捕虫網(刑

部村ニ箇あり)を各部落に制衣作せしめ五月二十日

頃より五日置位に掬取すべし

追て駆除着手前刑部村の當業者に駆除方法等に関

し周知せしむる必要上場員の出張方同村長よりも申請こ

れあり候條適當なり時季に於て期日を定め御請求相

成らば繰合せ場員出張致さすべく右申添候

之れにより大正二年三月十八日松本技手の出張を乞ひ棲黒

横這の駆除豫防につき刑部村役場に於て講話會を開

催せり此の日本郡技手村上稔氏同行後日に至り本村某女

縮病豫防に向て活動するの第一歩を印せり

同日松本技手の講話概要は尤の如し



本村萎縮病は試験場貧度々実地に就き調査を遂げた。結果全く棲黒横這の誘因たることを断定し得るに至れり。萎縮病は関東地方を除き関西には大抵発生せず。萎縮病の誘因は既に判明せしむる之れが病原は未だ確實に断言するを得ず。雖此の不明なる病原が棲黒横這の爲めに他に傳染するものなることは調査研究の結果最早動す可かりざるの事実となれり。

萎縮病に付最初に研究せるハ京都府に於て発生せるものに付独乙の「ケルネル」博士及古在博士森學士にして實に明治三十三年なり此の研究の結果は土壤の還元作用に基因するものとせり

（明治三十三年十月十八日）  
（官報所載）

次に京都府農事試験場に於て明治三十六年農學士山田惟正

氏主任となりて試験を行ひ後農學士米丸忠太郎 農學博士麻生慶次郎西氏本病原及諸種の研究試験を行ひたるも其の原因につきハ結論する能はず但棲黒横這は本病發生の主因と認め難きも本病發生の機を與ふるものとせり（京都府農事試験場特別報告書所載）

滋賀縣に於ては農學士高田鑑三氏に担当せしめ明治三十六年以來引續き諸種の試験を施行し三々年間の研究により硫化鐵の有無、停滯水の多少、肥料の多少及其の種類、用水の冷温、挿秧の深淺等は直接稻の萎縮病の關係を有せずして横這の一種紋横這こそ萎縮病の原因なりと結論せり（大日本農會報一七号及一七号附載萎縮病試験成績）

其の後滋賀縣農事試験場に於ては明治三十八年創立以來横這類と萎縮病との關係につき精細なる研究を繼續し棲黒横這の被害は萎縮病の原因なりと結論するに至れり、因に同場の依頼



に萎縮病の病原が特に多く存在するによる、本村萎縮病の状態が苗代後地及苗代附近に多く又田の周囲に多くして中央に進むに従つて少なきは是れ横這の常習性の然らしむる所にして端り苗を植ゑたるものに特に萎縮病多きに徴しても本村萎縮病が他の原因にありおして必ず横這の爲なることを知るに難からず故に萎縮病は横這の誘因なることは最早疑ひの餘地無かりべし。

然らば之を根絶するの法如何、他なし只横這を絶滅するにあり、横這を絶滅せんと欲せば横這の繁殖力以上に之が駆除豫防に努むにあり、而して之が駆除豫防は敢て至難事にあらず要は只農業に従事せし諸子が一致協同して精神的に完全に駆除を續行すことと否とにあり、本村萎縮病絶滅の爲に棲黒横這の駆除豫防に關しては將來試験場に於ても充分に指導をなすの方針あり故に諸君も此の際充分なる覺悟を以て従事せられんことを希望す

而して棲黒横這の駆除豫防方法は只二ありのみ

一、網羅捕殺 從來地方に使用せる小形のものにてハ其の効なし更に大形のを以てすべし

二、注油駆除 浮塵子と油との關係について種々試験の結果棲黒横這は油に對する抵抗力最も強きを以て知れり、故に棲黒横這を駆除する爲には除虫菊浸出石油を使用するを要す。

#### 除虫菊浸出石油の製法

石油一升中に除虫菊粉末二十匁を浸漬し密閉して約一週間貯蔵したもの。普通の石油は上より見た時は紫色を呈し、横よ

り透視する時は黄色なるも除虫菊浸出石油は何れより見ても黄色なるを要す

除虫菊浸出石油の擴散力は他の油よりも強し

右話の後根本技手の意見を聞き、尤記事項実行につき村上技手より村長並に一般に打合せり

### 実行方法打合事項

一、共同苗代を実行すること

本項は実行困難なるを以て後日村長より區長を召集し協議することにあす

一、苗代短冊幅を四尺踏切幅を一尺とすること

一、畦は苗代に五六寸の深さに水を湛え得る程度に高く且強固にすること

一、網羅は大形のものを一斉に調製すること

一、除虫菊粉末及石油を共同購入し除虫菊浸出石油を調製すること

一、網羅捕殺期日は尤の如く決定す

第一回より第八回に至る八回とし各注油期日の中間に於て一回宛施行すること

一、注油期日は尤の如く決定す

第一回より第四回に至る四回とし其の量は第一回は苗代一畝歩につき七勺、第二回第三回第四回は各一畝歩に付一合とす、施行期日は村長に於て後日區長會を召集し熟議の上決定し、郡役所へ報告するものとす、

一、注油期及網羅捕殺期日には役場員は勿論農會役

員等出張し指導監督をなすこと尚郡役所及警察  
官も監督に従事すべし

一、直ちに警察に手續を了し畦畔堤塘路傍の雑草を焼却すること

一、驅除豫防は必ず自ら欺くことなく完全に実行を期すること  
以上

#### 四、刑部村に於ける萎縮病豫防法の実行

#### 第一年目

本村米作改良の界に大なる恐懼を來せし水稻萎縮病豫防法講究の爲めに苦心慘膽殆ど寢食を忘れて力を盡せし村長村上豊吉氏は既に該病發生の経路判明し又その豫防法の確實なるものあるを聞き茲に一大決心をなし誓って該病の發

生を防止し以て一は當業者の福祉を得せしめ一は自己の職責を全うして君國に報ずる所あらんとし大正二年三月八日付を以て前記試験場の設計に基き之に要する器具藥劑調製の爲村會に向つて左の豫算追加額を要求せり

#### 勸業費百七十五圓

|    |        |      |                                                    |
|----|--------|------|----------------------------------------------------|
| 内訳 | 金二十五圓  | 傭人料  | 人足五十人                                              |
|    | 金二十一圓  | 備品費  | 捕虫器付大網羅三個調製費                                       |
|    | 金百二十八圓 | 消耗品費 | 除虫菊浸石油製衣費<br><small>除虫菊八圓<br/>石油四圓<br/>石灰代</small> |
| 金  | 一圓     | 雜費   | 器具損料                                               |

此の日も村會議員の出席すもの僅かに四人に過ぎざりしが遂に否決せられたり、

於茲村内當業者は村會に於ける否決を以て村公益を無視

するものとして左の請願書を提出するに至れり

## 請願書

吾刑部村ハ数年以來小稻萎縮病發生シテ漸次病毒各所ニ蔓延シ殊ニ昨年ノ如キハ非常猖獗ヲ極メ其ノ慘状實ニ云フベカラサル現象ヲ呈セリ以之米穀ノ減収又不尠如斯状況ヲ以テ推移スルハ其ノ被害ノ程度測リ知ルベカラズ莫ニ本村ノ休戚ニ関スルヲ以テ憂懼ニ不堪而シテ己ガ撲滅策トシテハ驅除豫防ヲ勵行セサルベカラズ驅除豫防ノ方法ハ到底姑息ノ手段ニテハ撲滅ノ效果ヲ期スルコト不能依テ此ニ吾々區民ヲ代表シ村會ニ村費補助ヲ請願シ該補助ヲ以テ予防消毒ノ藥品ヲ購入シ普ク驅除予防ヲ勵行シ絶對的病害撲滅ヲ期セシトヲ希クハ賢明ナル議員諸

君此ノ衷情ヲ賛セラレ速ニ該補助ノ議決セラシメトヲ茲ニ及請願也

大正二年三月十日

阿哲郡刑部村

篠原區長 廣瀬 富松

外各区長十七名連署

刑部村會 御中

於茲村長は三月十二日村會召集せしも出席議員三名に過ぎずして流會となり翌十三日再召集を行ひて出席するもの五名村長は各區長より萎縮病予防費支出の請願ありたうにより議決を求めしも一議員は萎縮病予防費は通常村會に於て否決したる問題なれば區長より請願ありしとて本日直ちに議決することハ輕率に決議せるの嫌もあれば暫く



宿題として、熟考の上にて可否を決したしと述ぶるや他議員も亦本件は目睫に迫りたる問題とも思はざるを以て前説に賛成すとて遂に宿題となれり。

村内当業者は後数日にして前述の如く松本試験場技手の該病に對する講話を聞き、即日その誘因たる棲黒横這の駆除実行を打合するに至れり。を以て村上村長は五月四日三度之を村會に議するに至れり。其の追加予算額尤の如し

勸業費 百三十三円

内訳 金十二円、備品費 捕虫桿付大網羅三個代

金百十円 消耗品費 除虫菊浸出石油調製費

金一円 雜費 器具損料

右追加予算は五月六日を以て村長が駆除励行の全責任を負ふと云ふ條件の下に決議せられたるを以て同村長は除虫菊粉末八貫匁石油四石を購入し口杵付大網羅を調製して駆除予防の準備をなせり。

大正二年五月二十四日村上技手出張せられたるにより各區長を村役場に召集し來る二十六日各區内当業者と共に棲黒横這の網羅駆除を一斉に励行すること各區長は直ちに區内当業者を集め駆除の方法を指示すること等の打合をす、殊に各區長の村會に對して請願せし萎縮病予防費補助は可決せられたるを以て各當業者は完全に駆除を実行するの要あることを村上技手及本日臨席の水田巡查部長より訓示せらるる所あり

同月二十六日、二十七日の兩日間村上技手及松本技手出張せらるる

二十六日には曩に打合決定せる如く當業に細網捕殺を行はしめしに其の使用法拙劣にして驅殺すること能はず依りて両技手は實地に其の使用法を指示し尚各戸に小形細網を調製し捕殺す可きことを指示せり

同日午後各區長を役場に召集し松本技手より驅除法に付き更に詳細の指示を受け尚ほ驅除施行期日は尤の如く決定せり

| 大字別 | 第一回  | 第二回  | 第三回   | 第四回    |
|-----|------|------|-------|--------|
| 小坂部 | 六月一日 | 六月七日 | 六月十三日 | 六月十九日  |
| 永富  | 全 二日 | 全 八日 | 全 十四日 | 全 二十日  |
| 小南  | 全 三日 | 全 九日 | 全 十五日 | 全 二十一日 |

又一方に於ては除虫菊浸出石油灌注法及注油量が苗に

及ぼす被害の有無を試験する爲大字永富杉井兵次郎氏苗代にて實地に施行し翌二十七日之を檢查せしに被害の形跡を認めず（此の時の注油量は一畝歩に對し一合也）同五月三十日より村上松本両技手出張四日間滞在し第一回の驅除実行を督励せり

驅除監督員は村役場吏員全部村農會専務吏員及二木巡查にして各監督員は受持部落を定め各部落毎に共同驅除をなさしむ 監督員區長及豫防委員は先づ苗代水の深淺を測りて後に除虫菊浸出石油を一畝歩に付七勺を灌注し其の全水面に擴散するを待ちて大網羅を以て掬ひ且つ細長き竹木を以て苗上を急に撥で拂ひ落さしむ然して各監督員は水の排除注油量網羅使用及



拂落し方につき、精密なる注意を拂ひ特に苗の損傷せざる様努めたり、

右第一回駆除施行の驗經により第二回以後の監督方法につき松本村上西枝手役場員及農會專務吏員は九記事項を打合せり

一、次回には松本枝手の出張不可能に付村役場員は特に監督注意すること

二、村上枝手は施行前可成各部落を巡視し棲黒横這の卵幼虫及成虫を採集して当業者に示し駆除すべき害虫の如何なるものあるかを會得せしめ駆除の方法を説示すること

三、苗代水の深淺には特に注意を拂ひ下基の邊まで水を湛ふること

四、苗代の實際反別に相当する油量を精確に灌注すること  
五、石油灌注にあたりてハ最も注意を拂ひ一箇所にも多量に注下すること  
六、かく数回踏切内を往復し全面に石油の拡散するを待ちて後拂落をなすこと

六、網羅するも拂落の方効果多きを認めしを以て次回よりは可成拂落を励行すること

七、水の深淺注油量及注下は當業者をして行はしむるを  
八、かく必ず監督員若くは區長をして之を實行せしむること

八、次回には幼虫多数發生すべきにより特に注意し綿密に施行す様一般に警告すること

九、施行期以前に本田の移植を済ますものは必ず苗代に椽苗を残し施行期に充分ふる駆除を行ひて後苗代仕舞を済ますこと

一〇、第一回の注油駆除により大字小坂部字西部サ洛に一箇所及登記所附近に二三ヶ所苗代水深く且注油方法粗漏ありし爲に苗の葉先枯損せるものを生せり。監督者の注意不十分とその方法を熟知せざりしによるを以て特にこの点につきて注意を加ふべきこと

六月七日村上技手出張同九日まで三日間滞在第二回駆除の監督をせり

監督員は役場員全部農會専務吏員及二木巡查にして監督方法は前回に同じ

今回よりは苗代一畝歩につき除虫菊浸出石油一合の割合に灌注す

村上技手は前回の打合に基き螟虫の卵蛾棲黒横這の卵幼虫成虫を採集し各部落を巡回し駆除に従事せる當業者に指示し駆除の方法につき詳細に説明指導せられたり、

今回は各苗代共横這の幼虫發生多きを認めしを以て特に拂落を丁寧にし反覆施行せしめたり、然れども成虫は前回に比し非常に少きを見る之第一回の駆除の効によるものありし

今六月十三日より十五日まで三日間松本村上両技手出張滞在第三回の駆除を督励せり

高塚郡長は六月十四日本村に出張せられ大字永富に至り  
驅除の状況を視察せらる

第四回驅除は本田移植の緩急を計り從來の大字別  
を變更して尤の如く決定せり

六月十八日 大字永富、上組、是森、御尾、助近、平、

大字小南 全部

全十九日 大字小坂部 全部

大字永富 下組

全二十日 大字永富 中曾

猶第四回驅除施行日以前に本田移植を行ふものは必ず椽  
苗を苗代に残し置き第四回施行日に驅除すべきことを一般  
に通知実行す様打合す、

六月十八日より全二十日迄三日間松本村上西枝手出張第四  
回の驅除監督をせらる

監督員及監督方法等前回に同じ

六月二十日は本村に於ける萎縮病の最初に發生せし中曾部  
落の驅除施行日あるを以て監督員は全部同部落に集  
合し全力を盡して驅除を励行せんとしたり

而かして其の際に於ける棲黒横這の發生被害の程度も  
他に比して大なるものあるにも拘らず山口幸藏、鹿島七五郎外  
一名を除くの外は何れも驅除に従事せし依て監督員より  
其の不心得をさとし且驅除施行を嚴促すと虽彼の後進  
部落民の常習性を發揮し頑として應せず茲に於て監  
督員一同は一先村役場に引揚げたり、

水田巡查部長は命を二木巡查に下して中曾組區長山口  
辨五郎外一名を村役場に召喚し水田部長二木巡查立會の上  
水田部長・村上技手・村上村長より訓戒説諭を加へ午後一時よ  
り各戸必ずつ一人づゝ出役駆除に従事すべきことを誓はしめ各監  
督員は再び同部落に出張指揮監督して駆除を実行せり、  
大字小坂部字金藤・寺地・三谷・千谷及大字永富の二三部落  
は前に打合せ置きたるに反し苗代の椽苗を残さずして本田移  
植をなし爲に最終の駆除を完了する能はざるの遺憾事  
を生ぜり

既に本田移植に従事し苗代には椽苗のみを存置せるものにおり  
ては竹箒を以て之を水中に壓倒し且つ畦畔の雜草を打  
ち拂ひ以て駆殺に努めたり、然れども本田に就きて検するに尚

棲黒横這の幼虫或は成虫の移植せられたる苗に附着せるを見  
たり、

苗代期に於ける予定の駆除施行は六月二十日を以て終了  
せり、

然りと虽今回の一斉駆除は施行を強制したりと云ふ可きものに  
して當業者は未だこの棲黒横這の駆除が果して萎縮病  
の予防に有効あるや否を知らず殊に萎縮病の原因が苗代  
期に於ける害虫駆除施行のため稚苗の故障を生ぜしむるに  
あつべしと疑へる際なれば除虫菊粉浸出石油の灌注に對し  
ては内心大いに危惧の感を懷きその施行を容易に肯ぜざ  
りしも当局の熱心と動かすべからざる學理とに説破せられて  
一斉駆除に服したるものありされはかり人々の内には松樹の

幼芽を採取し来りて之を打ち碎きてその樹脂を苗代水面に  
 拡散せしめて注油を粧へるあり甚だしきに至つては施行當  
 日故に濃厚ある人糞尿を苗代全部に撒布せしものすら  
 あり

如上の状態なるを以て驅除施行督励の困難は到底言句の  
 盡す所にあらず當時村上村長の如き六十餘才の老軀を以て  
 当業者に率先して苗代に入り注油に拂落しに自ら從事し  
 て倦むをあり実に事に臨みての不惜身命は氏の法華信  
 仰の發露たゞを思はしめたり松本技手亦本村萎縮病予防  
 に對してハ職を賭して決行せられし程あるを以て極力驅除を  
 督励せられ村上技手亦西氏に譲らるゝの誠意を以て盡力  
 せられたり加之水田巡查部長二木巡查及當時の役場員たゞ

助役船越平四郎氏収入役山崎常太郎氏書記宮崎要三郎  
 氏宮原幾太郎氏白石政太郎氏谷本真吉郎氏の何れも  
 終始指導督励に努めたり  
 斯の如くして本年棲黒横這の驅除を施行せし苗代反別及  
 箇所は左の如し

| 部 落 名    | 苗 代 反 別                          | 苗代箇所数 | 備 考 |
|----------|----------------------------------|-------|-----|
| 大字小坂部字篠原 | 三・ <sup>反</sup> 六〇〇 <sup>歩</sup> | 一     |     |
| 全 千谷     | 一一・〇二〇                           | 四     |     |
| 全 寺地     | 三・六二〇                            | 二     |     |
| 全 三谷     | 四・一〇二                            | 一     |     |
| 全 西      | 六・六 <sup>〇</sup> 五               | 一     |     |
| 全 金藤     | 三・五〇〇                            | 一     |     |

|         |        |        |       |   |
|---------|--------|--------|-------|---|
| 全       | 上町     | 下町     | 一・四〇〇 | 四 |
| 計       | 三三・九一七 | 一二六    |       |   |
| 大字永富字下組 | 六・四〇二  | 一三     |       |   |
| 全       | 上組     | 六・九二五  | 二二    |   |
| 全       | 是森     | 四・七一五  | 一二    |   |
| 全       | 助近     | 六・二一五  | 二三    |   |
| 全       | 郷尾     | 五・一〇〇  | 二九    |   |
| 全       | 平      | 四・七二五  | 二二    |   |
| 全       | 中曾     | 七・八〇四  | 三二    |   |
| 計       | 四二・〇二六 | 一五三    |       |   |
| 大字小南字本組 | 七・四〇〇  | 三三     |       |   |
| 全       | 山影     | 五・六〇九  | 一八    |   |
| 全       | 安藤     | 四・二二五  | 一三    |   |
| 計       | 一七・三〇四 | 六四     |       |   |
| 合       | 計      | 九三・三一七 | 三四三   |   |

所要石油量 三石六斗 一反歩平均三升九合一勺餘  
 所要除虫菊粉末 七貫二百匁

而して駆除の結果前年に比し棲黒横這は其の数非常に減少したるを以て當業者も漸く其の有効なるを覺り罹病の慘害を免れ得べしと豫期するものあるに至れり  
 捕秧後注油の爲に稲の成育を害したりと非難するものあり  
 により村上技手は七月一日より四日まで四日間杉郡農會技手は七月二日より四日迄三日間出張し実地の視察をなしたり  
 注油の爲に被害を生じたりと稱すハ大字小坂部内の篠原

千谷、及三谷附近のみより被害地と称して、あゝは太田桑三郎元田亀三郎等の田地にして廣きも五六畝歩少きは僅數歩に過ぎず是等田地の生育状態を見るに捕秧後殆ど成長せりと認め難きもの或は既に枯死せしが如きものあり根の發育は一般に劣弱にして莖葉多くは黃褐色を呈し胡麻斑病に罹れり然かも何れも凡そ一定の箇所<sup>箇所</sup>に黒<sup>黒</sup>臭を認むこの黒<sup>黒</sup>臭は或は注油の不注意等によりて生じたるなきを保し難きも生育不良は肥料の關係及灌漑水の冷かき等によつが如しその他稻苗の軟弱ありし爲植傷みしたもの或は深植したるによつものもありたり、その被害地と稱する田地は原因の何たるを問はず幾分の減収を免れずとするも萎縮病の被害酷しかり當時に比すれば論ずるに足らざる程

少量あり

されども石油灌注及拂落しの爲に苗葉の先端を度々擦擦すにより生育は多少遅れたるが如し

七月三十一日より三十二日迄二日間松本枝手村上枝手出張村長及助役と共に各部落を巡視せられたるに萎縮病に罹れたるもの極めて少数あり之は棲黒横這の驅除によつて所期の効果を奏し得たるを以て何れも満足せられたり。

七月二十七日日本縣農事試驗場長江間定治郎氏出張各部落を巡視し萎縮病の被害僅少ありに驚かり

九月二十三日松本村上両枝手狀況調査の爲出張せらる。

全月二十四日高塚本郡長視察の爲に出張せらる。

この日午後旧學校(現在の村役場)樓上に於て講話會を開



催し郡長の訓示誨告松本技手の講演ありたり

松本技手の講演概要は左の如し

「昨年自分が本村に出張し萎縮病予防の爲に棲黒横這驅除に關して諸君に向つて実行を強ひ又指導に従ひ諸子が熱心に誠実に施行せられたるハ感謝に堪えず而してその結果として今日萎縮病が斯くの如く極めて少きを見るは諸氏と共に欣喜に堪えざる所なり然れども今年のこの好績に油断し次年以後驅除を放任看過せば又元の通りに萎縮は再發するに至るべし故に今後尚繼續して驅除予防を成すこと必要あり

以下棲黒横這の驅除及發生經過等につきまして少しく講述して參考に供せんとす

萎縮の徵候が苗代時代に於て現はれたるもの即ち言葉未をかねて言へば苗代時代に於て棲黒横這の爲に害を受けたるものは本田移植後毫も其の害を受けざるも必ず萎縮す

昨年は本田移植後に於て害を受け萎縮したりと認むるもの多かりき即ち稲の成長は可なり良くして一株中多少の出穂せるものありしを以て知らる然るに本年の状況を見るに苗代期中に於ける被害によりて萎縮したるものみにして本田移植後に發生したるものありと思はる自分は驅除に着手する前に於て大いに心配せることあり即ち如何に苗代に於て棲黒を驅除すも本田移植後に於て又棲黒の爲に害を受くる時はその後に於て發生すべしと然るに此の心配は無用なりし事を知れり

既に萎縮病が棲黒横這の誘因なることハ断定し得然らば何時頃が一番多く害を發生すべき基となすかといふにそは即ち苗代時



代なり

昨年は本田に於て第四回の卵を多く採取せり本年は昨日来細心注意するに未だ發見し得ずそれ程駆除し得たりと云べく従つて本年萎縮病の少き所以ありと信ず

棲黒は年四回發生す而して第四回の成虫は稻の葉鞘に産卵し孵化したるものは穂に集りて汁液を吸ふ二三令に至らば稻の刈取始まるが故に稻を辞して雜草又は紫雲英に集り而して越冬す

他の横造、浮塵子は稻以外のものにも集り来りも棲黒は必ず苗に集り他のものを害することあり斯くて萎縮の病原体を嘴に付けて他の苗に移轉し傳播せしむ故に棲黒は苗代期に於て十分駆除せば本田に於ての害は餘り心配すること無しと信ず之本年の経験によりて得たる事實あり

往々本年萎縮病の減少せしを以て天候の賜とし毫も駆除の効を認めざるものあり萎縮病は棲黒の誘因によることは動すべからざる事實なりよし本年の天候が棲黒の發生を防遏せしものありとするも何時も天候が棲黒の發生に不適當あり年のみはなし時に或は棲黒の發生に適當あることありんこれを以て推すも駆除予防を輕視すること能はざるを知べし故に人々の力を以て平常に於ても極力駆除予防をなすの要あり又注油によりて苗の生育を害すとして非難攻撃を逞くして駆除予防を顧みんとするものあり然れども諸氏は記憶すなく嘗て油の爲に苗を損傷して當時喧噪を極めた町尻の磯田久太郎苗代は刑部村に於て苗代中被害の第一位ありものなり然るにこの苗を植ゑたる今人の目下の稲作は如何に安して他に比較して不良といふを得ざりなり之を以て見ても注

油が多少苗を損傷するも斐して成育及收穫に大なる害を及ぼすものにあらず、

故に明年度に於ても種々ある臆況、迷論に惑ふことなく安心して本年同様精神的に駆除予防に努められたし

以上

本年の萎縮病減少については松本技手の説の如く実に天候に服せんとするもの往々ありしなり

本年に於ける棲黒横這駆除の爲に松本村上西技手の出張回数及滞在延べ日数は次の如し

|      |      |    |    |      |
|------|------|----|----|------|
| 松本技手 | 出張回数 | 七回 | 日数 | 十七日  |
| 村上技手 | 同    | 十回 | 全  | 二十五日 |

### 第二年目以後

前年に於ける棲黒横這駆除の結果萎縮病の發生極めて

僅少ありしを以て大正三年には害虫駆除予防費として九十三圓の村費支出を議決し駆除の實行を企劃せり

かくて駆除施行期に先ち松本試験場技手の出張を乞ひ一方各區長を召集して本年度駆除施行の方法を協議せり、協議の結果左の如し

一、大字小坂部字篠原 大字小南字奥谷の二部落は從來萎縮病發生せず棲黒横這も少きを以て駆除を行はず

二、前年は四回注油を行ひたしも本年は三回とすること

三、大網羅は使用せず小網羅（口径一尺許のもの）を各戸一個づつを調製せしむること

四、注油量及注油方法は最も注意を要するを以て傭人は役場に於て丁寧忠実ある者を選定すること。

五、役場員は勿論各區長は毎施行期に必ず指揮監督に從ふこと

六、注油施行期は尤の如く予定す

| 大字名 | 第一回  | 第二回   | 第三回   |
|-----|------|-------|-------|
| 永 富 | 六月四日 | 六月十一日 | 六月十七日 |
| 小坂部 | 全 五日 | 全 十二日 | 全 十八日 |
| 小 南 | 全 六日 | 全 十三日 | 全 十九日 |

村上技手は第一回施行予定日前に一度出張し棲黒横這の状況及驅除の準備を視察せられ予定通り注油驅除を実行することにし更に六月三日より全六日迄出張滞在し驅除の監督指導に從事せられたり、監督方法は役場員全部出張し各受持區域を定めて監督す

ことせり

第一回の驅除に於て多くは監督者の指示に従ひ施行せしも大字小坂部字千谷磯田字三郎の如き、昨年注油によりて苗を損傷したる爲收穫を減少せりとて注油を拒絶する旨申出たり然れども昨年中數回に亘る生育状況視察に於て被害状況を認めしものあり且つ本人も更に昨年度に於て被害を申出たる事もなかりしものあり従つて拒絶申出の理由は無根ありしなり赤岩市平元田作次郎、赤岩新太郎の如き、赤磯田字三郎の邪説に雷同し頑として実行を肯せず依て百方慰諭訓戒に努め漸く全部実行せしむるを得たり、然れども赤岩市平元田作次郎の兩人は前年実行せし方法を不可とし自己の考案せし方法にて驅除せんことを乞

へり其の方法は苗の殆ど全部が没する迄に灌水して注油せんとするにあるを以てそは苗を損傷すること多く且驅除の目的を完全に達し得べからざるを以て之が施行を思止まらざるべく説示したるも應せざる依て監督者は其の結果の如何に抱はらず責任を負はざることをして彼等に限り意のまゝに施行せしむることせり於茲兩人は殆ど苗の全部を水中に没せしめ只長き苗のみ葉五分乃至一寸を水面に露出する程度とし赤岩市平先づ注油を行へり元田作次郎は赤岩市平の施行せし実況を見てその不可を覺りしもの、如く遂に自から排水して適法の注油を行へり翌日に至り赤岩市平の苗を見るに果して苗の葉先一寸乃至五分の間に於て赤褐色の斑點を生じ漸次上方に枯槁せるを認めたり依て赤岩を苗代地に招来し将来の注意を與へられたり

六月十日より十四日迄村上技手出張松本技手は十日より十二日迄滞在第二回驅除の監督をせり、施行方法第一回と同じ六月十日河合本郡長害虫驅除予防監督として出張せり、第三回施行には六月十有より二十日まで村上技手出張十七日より十九日まで松本技手出張監督せられたり、驅除の施行監督方法前回に全じ

今回は永富方面に於て既に捕秧に従事せしあり而かも又苗代の椶苗を残さず全部採取せしものあるを以て直ちに村役場使丁を各區長の許に馳せ椶苗は必ず残存し置くべきことを一般當業者に通知せしめたり六月十九日を以て本年の驅除を終了せり

使用せし石油、除虫菊粉及驅除施行の苗代反別次の如し

一石油 二石四斗 一斗ニ付代金一円九十銭

一除虫菊粉四貫五百匁 一メニ付代金四円九十銭

一人夫 四十五人 一人ニ付五十銭

一苗代反別 八町六段九畝十六歩三百二十四ヶ所

萎縮病予防の爲の棲黒横這驅除施行第二年は予定通り終了せしといへども前記の如く當業者間にも尚その必要を會得し得ずものありて監督者の心身を勞せしめし事甚かきなりき

尔後昨大正七年に至る迄の間大正四年一ヶ年を除く外毎年村費の補助を得て驅除豫防を励行し以て萎縮病の慘害を免るを得たり、殊に昨大正七年の如き苗代期間に

於て棲黒横這の發生に對し細心に注意を拂ひしも稀に發見し得るに過ぎざりしを以て念の爲に只一回の注油を行ひのみなり從て萎縮病の發生も殆どなかりき

大正二年以来の村費補助予算額は次の如し

| 年次   | 予算額     | 注油驅除回数 | 備考 |
|------|---------|--------|----|
| 大正二年 | 一七五・〇〇〇 | 四回     |    |
| 三年   | 九三・〇〇〇  | 三回     |    |
| 四年   | 一       | 一      |    |
| 五年   | 二五・〇〇〇  | 二回     |    |
| 六年   | 八〇・〇〇〇  | 二回     |    |
| 七年   | 六九・〇〇〇  | 一回     |    |
| 八年   | 一七五・〇〇〇 | 一回     |    |

## 結 尾

我が刑部村の米作界に多大の恐慌を来せし萎縮病の發生は棲黒横這の驅除によりて完全に予防し得るに至れり

斯く完全に予防し得るに至りしは農事試験場技手松本鹿蔵氏の多年の研鑽による看察に基く的確なる判断本郡技手村上稔氏の郡當局としての機宜に適する處置村長村上豊吉氏の報國と愛民の至情に寢食を忘れての努力にして又三氏の心を一貫す一誠意は茲に三巴となりて活動しよく村吏眞警察官の援助を得一村當業者を其の活動圈内に吸引して逸出せしめず一斉驅除の実行をなし得たるに始まり爾末年々繼續之を施行せり

にあり。

以上

